

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協 定 の 名 称	上田市天神商店街まちづくり協定	
協 定 に 係 る 区 域	上田市天神（市道北天神町線沿道　約 250m）	
協 定 者 / 運 営 会 等	38 名 / 上田市天神商店街まちづくり協議会	
認 定 日 / 番 号	平成 18 年 7 月 11 日　/　第 155 号	
協定内容・主な基準		
建築物	共　通	・ 1 階の壁面は、店の個性を表現する媒体として多用で個性的なデザインを基本とし、2 階以上の壁面は、華美な装飾を避け、落ち着いた統一感のある街並みを生み出すものとする。 ・ 主要交差点に位置する街角建築は、街のランドマーク（目印）としてシンボル性を考慮したデザインとする。 ・ 沿道の街並み形成のための建物デザインの統一的基調については、通り形成の歴史を踏まえて区間ごとに特性を持たせる。
	用　途	・ 1 階部分は原則として商業系施設とし、住宅等の非商業系施設は避けるとともに、風俗営業等の風紀を乱す施設は禁止する。
	配　置	・ 来街者のための滞留スペースを極力確保するよう壁面後退に努める。 ・ 特に歩行者の滞留スペースを極力確保するよう努めるとともに、壁面後退部分の地盤高や仕上げは、前面道路との連続性を図る。
	形態等	・ 狭小な建物等については、高度化・効率化利用を図るとともに、良好な街並み形成を考慮して、共同化に努める。 ・ 外壁のデザイン、材質、色については、街並み景観との調和を考慮して、どぎついデザインや外壁の基調色に原色を使用することを避ける。 ・ 小売店舗は、極力開口部を広く取り、閉店後のウィンドウショッピング等が楽しめるようシースルーシャッターの使用やショーウィンドウ化に努め、夜間照明にも十分配慮する。
広告物等	共　通	・ 街並みの調和を考慮し、店の個性を表現したものにする。 ・ 短期間のイベント等の開催時を除き、のぼり旗、貼り紙、貼り札はしない。 ・ 街並みデザインとマッチしたものとする。
	突出看板	・ 設置個数は、原則として 1 建物 1 個とする。（テナントビルも 1 か所に集約する。） ・ 看板面積は、1 面 5 m²以下（全面合計で 10 m²以下）とする。 ・ 建物壁面からの出幅は 1 m 以下とする。 ・ 看板高さ（下端）は、路面から 2.5m 以上（歩道がある場所）

広告物等		又は4.7m以上（歩道がない場所）とする。 ・形態意匠は、街並みに合わせたデザインの飾り看板とする。
	壁面利用看板	・建物壁面からはみ出さず、かつ、窓面を覆わないものとし、1壁面に2個までとする。 ・看板面積は、表示する建物の屋根及び壁面の垂直投影面積の1/5 又は 15 m²のいずれか小さい方を限度とする。
	屋上利用看板	・極力避けるものとし、縦長看板は禁止する。
	置看板等	・設置場所は敷地内とする。 ・高さ3m以下、表示面積1面 0.5 m²以下かつ合計1 m²以下とする。
	日よけ	・街並みデザインとマッチしたものとする。 ・建物壁面からの出幅は1m以内とする。 ・日よけ高さ（下端）は、2.5m以上（歩道のある場所）、又は、4.7m以上（歩道のない場所）とする。
維持管理	道路施設	・歩道の清掃は、原則、毎日実施し、必要に応じて街路樹のかん水、落葉の清掃等を行う。
	ごみ処理	・街区ごとに、ごみ収集のための場所を定めるとともに、指定された収集日に整然と出すものとする。
	荷捌き	・各店舗への荷捌きは、来街者の多い時間を避ける。
	除雪	・降積雪時の除排雪は、行政機関の協議に基づき、各自の責任において決められた方法や時刻に行う。
	その他	・アダプトシステムに係る協定を結び、街並みの美化・清掃に協力する。
その他		・自動販売機は、極力設置を避け、設置する場合は、建物敷地内に設置し、色彩等のデザインは、派手な色使いは避け、景観と調和するよう努める。 ・駐車場の出入口は集約を行い、歩道横断部を極力減らし、通りに面する部分の緑化等、修景に努める。

周辺写真

